

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省4(XII-1-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	開発途上国の人材育成等を通じた国際協力を推進し、連携を強化すること(一部基本目標VI施策目標1-3参考)(施策目標XII-1-2) 基本目標XII:国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること 基本目標1:国際社会への参画・貢献を行うこと			担当部局名	大臣官房国際課 人材開発統括官	作成責任者名	大臣官房国際課長 中村 かおり 海外協力室長 大村 倫久								
施策の概要	<p>○水供給分野での国際協力を推進するとともに、ASEAN地域での保健・福祉・雇用分野での協力関係を更に発展させる ○技能評価システムのノウハウを開発途上国に移転し、日本型の技能評価制度を実態的に定着させ、最終的には国家検定への移行や技能競技大会の自立的な実施を目指すとともに、対象国における技能労働者の社会的・経済的地位の向上に寄与する ○アジア地域の貧困地域において、自営業者、零細企業、女性、若年者、児童労働従事者及びその家族などを組織化(互助団体の設立)し、正規の法人に雇われるための最低限の職業能力付与のための訓練など草の根レベルでの活動の支援を行う</p>														
施策実現のための背景・課題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td>水供給分野の国際協力においては、被援助国に対する適時・適切な対応が求められる。そして、被援助国が我が国政府に支援を要請する際の水道プロジェクト計画は内容的に未熟なものが多く、水道案件の形成を阻害する要因の一つとなっている。また、ASEAN地域における社会保障分野の課題解決及び人材育成のためには、各国間・分野間の協力関係の強化・発展が必要となっている。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ASEAN経済共同体の設立等を背景として、ASEAN等開発途上国の技能労働者育成ニーズが高まっている。このため、産業人材育成協力イニシアティブ(平成27年11月発表)では日本式の職業訓練・技能評価システムの移転が必要とされるなど、開発途上国における技能労働者の育成を支援することが求められている。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>アジア諸国では貧富の格差が社会・政情不安をもたらすなど、均衡ある発展が喫緊の課題となっている。特に、低所得者、女性、障害者等、公的サポートの行き届かない社会的弱者についての社会セーフティネット支援を図ることが必要とされている。</td> </tr> </table>							1	水供給分野の国際協力においては、被援助国に対する適時・適切な対応が求められる。そして、被援助国が我が国政府に支援を要請する際の水道プロジェクト計画は内容的に未熟なものが多く、水道案件の形成を阻害する要因の一つとなっている。また、ASEAN地域における社会保障分野の課題解決及び人材育成のためには、各国間・分野間の協力関係の強化・発展が必要となっている。	2	ASEAN経済共同体の設立等を背景として、ASEAN等開発途上国の技能労働者育成ニーズが高まっている。このため、産業人材育成協力イニシアティブ(平成27年11月発表)では日本式の職業訓練・技能評価システムの移転が必要とされるなど、開発途上国における技能労働者の育成を支援することが求められている。	3	アジア諸国では貧富の格差が社会・政情不安をもたらすなど、均衡ある発展が喫緊の課題となっている。特に、低所得者、女性、障害者等、公的サポートの行き届かない社会的弱者についての社会セーフティネット支援を図ることが必要とされている。		
1	水供給分野の国際協力においては、被援助国に対する適時・適切な対応が求められる。そして、被援助国が我が国政府に支援を要請する際の水道プロジェクト計画は内容的に未熟なものが多く、水道案件の形成を阻害する要因の一つとなっている。また、ASEAN地域における社会保障分野の課題解決及び人材育成のためには、各国間・分野間の協力関係の強化・発展が必要となっている。														
2	ASEAN経済共同体の設立等を背景として、ASEAN等開発途上国の技能労働者育成ニーズが高まっている。このため、産業人材育成協力イニシアティブ(平成27年11月発表)では日本式の職業訓練・技能評価システムの移転が必要とされるなど、開発途上国における技能労働者の育成を支援することが求められている。														
3	アジア諸国では貧富の格差が社会・政情不安をもたらすなど、均衡ある発展が喫緊の課題となっている。特に、低所得者、女性、障害者等、公的サポートの行き届かない社会的弱者についての社会セーフティネット支援を図ることが必要とされている。														
各課題に対応した達成目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">達成目標/課題との対応関係</th> <th style="width: 95%;">達成目標の設定理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標1 (課題1) 開発途上国への水道分野の協力方針を検討するとともに、水道プロジェクト計画作成を指導する。 また、ASEAN各国から保健医療、社会福祉、雇用政策を担当する行政官を招聘し、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催する。</td> <td>水供給分野での国際協力を推進するためには、水道分野の専門家によって、現状を踏まえた上で優先的な課題の解決法や協力の方針を検討するとともに、被援助国に対して個別具体的な課題や情報に基づき技術的助言等を行うことが効果的であるため。 また、ASEAN地域での保健・福祉・雇用分野での協力関係を更に発展させ、また、人材育成を強化するためには、各分野を担当するハイレベル行政官を招聘し、各分野の取組や政策等について議論・情報共有を図ることが効果的であるため。</td> </tr> <tr> <td>目標2 (課題2) 我が国官民双方が培ってきた日本式の職業訓練・技能評価システムに関するノウハウの移転を促進し、ASEAN等開発途上国の技能水準の底上げを図る。</td> <td>ASEAN等開発途上国の技能労働者育成ニーズに対応するため。また、日本式の職業訓練・技能評価システムの移転は進出日系企業の人材育成等にも裨益するため。</td> </tr> <tr> <td>目標3 (課題3) アジア地域の貧困地域において、自営業者、零細企業、女性、若年者、児童労働従事者及びその家族などを組織化(互助団体の設立)し、職業能力付与のための訓練などの活動の支援を行うこと。</td> <td>アジア地域の貧困地域において左記支援を行うことで、公的サポートの行き届かない人々が自律的な活動を行うようになり、均衡あるアジア諸国の発展に資することができるため。</td> </tr> </tbody> </table>							達成目標/課題との対応関係	達成目標の設定理由	目標1 (課題1) 開発途上国への水道分野の協力方針を検討するとともに、水道プロジェクト計画作成を指導する。 また、ASEAN各国から保健医療、社会福祉、雇用政策を担当する行政官を招聘し、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催する。	水供給分野での国際協力を推進するためには、水道分野の専門家によって、現状を踏まえた上で優先的な課題の解決法や協力の方針を検討するとともに、被援助国に対して個別具体的な課題や情報に基づき技術的助言等を行うことが効果的であるため。 また、ASEAN地域での保健・福祉・雇用分野での協力関係を更に発展させ、また、人材育成を強化するためには、各分野を担当するハイレベル行政官を招聘し、各分野の取組や政策等について議論・情報共有を図ることが効果的であるため。	目標2 (課題2) 我が国官民双方が培ってきた日本式の職業訓練・技能評価システムに関するノウハウの移転を促進し、ASEAN等開発途上国の技能水準の底上げを図る。	ASEAN等開発途上国の技能労働者育成ニーズに対応するため。また、日本式の職業訓練・技能評価システムの移転は進出日系企業の人材育成等にも裨益するため。	目標3 (課題3) アジア地域の貧困地域において、自営業者、零細企業、女性、若年者、児童労働従事者及びその家族などを組織化(互助団体の設立)し、職業能力付与のための訓練などの活動の支援を行うこと。	アジア地域の貧困地域において左記支援を行うことで、公的サポートの行き届かない人々が自律的な活動を行うようになり、均衡あるアジア諸国の発展に資することができるため。
達成目標/課題との対応関係	達成目標の設定理由														
目標1 (課題1) 開発途上国への水道分野の協力方針を検討するとともに、水道プロジェクト計画作成を指導する。 また、ASEAN各国から保健医療、社会福祉、雇用政策を担当する行政官を招聘し、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催する。	水供給分野での国際協力を推進するためには、水道分野の専門家によって、現状を踏まえた上で優先的な課題の解決法や協力の方針を検討するとともに、被援助国に対して個別具体的な課題や情報に基づき技術的助言等を行うことが効果的であるため。 また、ASEAN地域での保健・福祉・雇用分野での協力関係を更に発展させ、また、人材育成を強化するためには、各分野を担当するハイレベル行政官を招聘し、各分野の取組や政策等について議論・情報共有を図ることが効果的であるため。														
目標2 (課題2) 我が国官民双方が培ってきた日本式の職業訓練・技能評価システムに関するノウハウの移転を促進し、ASEAN等開発途上国の技能水準の底上げを図る。	ASEAN等開発途上国の技能労働者育成ニーズに対応するため。また、日本式の職業訓練・技能評価システムの移転は進出日系企業の人材育成等にも裨益するため。														
目標3 (課題3) アジア地域の貧困地域において、自営業者、零細企業、女性、若年者、児童労働従事者及びその家族などを組織化(互助団体の設立)し、職業能力付与のための訓練などの活動の支援を行うこと。	アジア地域の貧困地域において左記支援を行うことで、公的サポートの行き届かない人々が自律的な活動を行うようになり、均衡あるアジア諸国の発展に資することができるため。														

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
			年度ごとの実績値								
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
1 実施した水道プロジェクト計画作成指導事業のうちODA案件として採択された案件数(※令和4年度指標改定)	-	50%	毎年度	3件	3件	3件	3件	50%	水供給分野での国際協力を推進するためには、被援助国に対して個別具体的な課題や情報に基づき技術的助言等を行うことが効果的である。この効果を水道分野のODA案件採択の安定的継続・拡大への貢献度により、評価する。	途上国から提出された水道に係る事業計画は、ODAを通じて精査し、その中から3つを選ぶことになっているところ、選定した事業の安定的継続・拡大を測るという観点から、昭和59年より実施してきた水道事業のうち、50%を目標値としている。 ※もともとの目標設定(目標3件、実績3件)に意味が無いことから、令和4年度より、指標を変更とした。	
② ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合の提言に基づき取組みを開始した国の割合(アウトカム) ①議論を開始した国 ②アクティビティの計画策定 ③政策草案の策定 ④アクティビティの実施	-	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合は、会合において議論した内容を提言してまとめ、各国への取組みを推進している。会合の成果を各國の政策や施策へ反映させることができることから、提言に基づき取組みを開始した国の割合を指標とし、参加国すべての国において取組みが行われることを目標としている。 (参考) 平成27年度実績:80%、平成28年度実績:90%	ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合は、会合において議論した内容を提言してまとめ、各国への取組みを推進している。会合の成果を各國の政策や施策へ反映させることができることから、提言に基づき取組みを開始した国の割合を指標とし、参加国すべての国において取組みが行われることを目標としている。 (参考) 平成27年度実績:80%、平成28年度実績:90%	
3 ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合参加者数(ASEAN10カ国)(アウトプット)	-	40人	毎年度	40人	40人	40人	40人	40人	ASEAN地域での保健・福祉・雇用分野での協力関係を更に発展させ、また、人材育成を強化するためには、各分野を担当するハイレベル行政官を招聘し、各分野の取組や政策等について議論・情報共有を図ることが効果的であるため。ASEAN各國(10カ国)から保健・福祉・雇用分野のハイレベル行政官1名ずつ及び担当官1名の計4名を招聘することを目標としている。 (参考) 平成27年度実績:39人、平成28年度実績:51人	ASEAN地域での保健・福祉・雇用分野での協力関係を更に発展させ、また、人材育成を強化するためには、各分野を担当するハイレベル行政官を招聘し、各分野の取組や政策等について議論・情報共有を図ることが効果的であるため。ASEAN各國(10カ国)から保健・福祉・雇用分野のハイレベル行政官1名ずつ及び担当官1名の計4名を招聘することを目標としている。 (参考) 平成27年度実績:39人、平成28年度実績:51人	
(参考指標)					平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	選定理由	
4 持続可能な開発目標(SDGs)「2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する」(アクセス率100%)				未公表	未公表	未公表	未公表		水道分野の国際協力についての検討、及び相手国政府との対話(指導)に関する成果目標(アウトカム)を明確な数値で示すことは困難であるが、持続可能な開発目標(SDGs)「2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する」(アクセス率100%)が参考となる。 (参考) 平成27年度実績:71%、平成28年度実績:WHO・UNICEFにて未公表		
達成手段1 (開始年度)		令和2年度 予算額 執行額	令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和4年度行政事業レビュー事業番号
(1) 開発途上国福祉専門家養成等事業 (平成15年度)	44百万円	44百万円	38百万円	1.2,3,4	①日本の水道事業者や学識経験者、厚生労働省等の産学官が持つノウハウを活用して、開発途上国への水道分野の協力方針を検討する。また、開発途上国が作成する水道プロジェクト計画に対して、水道分野に関する課題の具体的な解決方法を提示して、より熟度の高い計画となるよう助言・指導を実施する。これにより、水道分野での日本の知見や技術を提供して国際協力を促進し、開発途上国との連携の強化に貢献する。 ②ASEAN諸国から保健・福祉及び雇用の分野での緊密な関係を更に発展させ、また、当該分野での人材育成を強化するために、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催し、保健・福祉・雇用政策に関する各国の有益な知見を共有することにより、当該分野での日本とASEAN諸国との協力関係の発展に寄与し、人材育成に貢献する。					2022-厚労-21-0945	
	16百万円	12百万円									

達成目標2について																
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値 基準年度		目標値 目標年度		年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
						平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度						
(5)	トライアル検定の実施団体等に達成度を5点満点で聴取し、その平均が4.5以上(90%以上)であること。(アウトカム)	-	-	90%	毎年度	90%	90%	90%	90%	90%	技能評価に係るノウハウを確実に移転するため。 (参考1)平成28年度実績:91%、平成29年度実績:91% (参考2)令和2年度までは、「研修参加者に達成度を5点満点で聴取し、その平均が4.5以上(90%)以上であること。」を測定指標としていた。		高い達成度を実現することにより、質の高い技能検定を安定的に実施することができるため ※達成度アンケート結果:(5点×40人+4点×11人+3点×0人+2点×0人+1点×0人)/51人=4.78(96%)			
6	トライアル検定実施回数(アウトプット)	-	-	7回	令和4年度	12回	11回	10回	8回	7回	技能検定を実施できる評価者を確実に育成するため。 (参考)平成28年度実績:15回、平成29年度実績:14回		技能評価を的確に行うためには経験が必要であり、複数回のトライアルへの参加が必要となるため			
達成手段2 (開始年度)		令和2年度 予算額 執行額	令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等									令和4年度行政事業レビュー事業番号	
(2)	技能評価システム移転促進事業 (平成14年度)	100百万円 71百万円	96百万円 72百万円	92百万円	5,6	職業訓練方法に関する研修、技能検定の試験問題作成・評価方法に関する研修、技能評価トライアルの実施による評価者養成等により、日本式の職業訓練・技能評価システムに関するノウハウの移転促進を図る。									2022-厚労-21-0946	
達成目標3について																
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値 基準年度		目標値 目標年度		年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
						平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度						
(7)	職業訓練を通じて1年内に就職等できた人数が職業訓練受講者の5割以上となる。(アウトカム) (※令和2年度指標改定)	-	-	5割以上	毎年度	-	-	5割以上	5割以上	5割以上	アジア地域の貧困地域において社会セーフティネット整備を草の根レベルで支援するため、職業訓練に対する支援を行っており、これを通じて1年以内に就職等できた人数の割合を測定指標として設定した。		当事業は自然災害、政変が頻発するアジア地域において展開する事業であり、さらに事業実施対象国によっては定職のない、障害者や女性といった社会的弱者を対象に行う職業訓練を行っている。こうした地域では1年以内での就職等を実現することは厳しい状況であるものの、事業実施対象国によっては定職ある層を対象としている職業訓練の実施も行っていることから、総合的な目標値としては50%としている。			
8	各種委員会、国別ワークショップ等への参加人数(アウトプット)	-	-	年度計画による	毎年度	2,018人 3,317人	2,543人 2,296人	1,920人 1,485人	1,844人 2,910人	2,635人	アジア地域の貧困地域において社会セーフティネット整備を草の根レベルで支援するために行ったワークショップ等への参加人数を測定指標として設定した。 (参考)平成27年度実績:2,100人、平成28年度実績:2,922人		補助金交付先の事業者決定後、当該事業者より年度計画等について確認し、確認した各種委員会、国別ワークショップ等への参加人数の見込人数を目標値として設定している。			
達成手段3 (開始年度)		令和2年度 予算額 執行額	令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等									令和4年度行政事業レビュー事業番号	
(3)	アジア開発途上国雇用労働支援事業 (平成23年度)	51百万円 51百万円	51百万円 51百万円	51百万円 7,8	労働組合等により、労働者保護が確保されていない自営・零細事業場で働く労働者、女性などの脆弱な層を組織化し、支援する試みが進められている。この取組は、公的なサポートが行き届かない開発途上国において、即効性のある草の根による互助的な取組である。しかし、開発途上国の労使団体には十分なノウハウがなく、自立的な事業展開が困難となっている。 このため、国際的な労使団体の持つネットワークを活用し、現地の労働組合・使用者団体と連携しつつ、アジア地域の貧困地域において、自営業者、零細企業、女性、若年者、児童労働従事者及びその家族などを組織化(互助団体の設立)し、正規の法人に雇われるための最低限の職業能力付与のための訓練などの活動の支援を行うことで、自立的な組織活動を確立する。											2022-厚労-21-0947
施策の予算額(千円)		令和2年度				令和3年度				令和4年度		政策評価実施予定期	令和8年度			
		195,566				191,474				180,353						
施策の執行額(千円)		138,018				135,093						関係部分(概要・記載箇所)				
施策に係る内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日								
		-						-				-				